

令和3年9月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年9月6日(月) 午後1時30分から午後2時14分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

12番 江里口 勇

5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和3年9月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 それでは、皆さんこんにちは。お昼のお疲れのところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 8月の大雨につきましては、全県下、災害が、農地が発災いたしております。建物につきましては武雄市と大町町が激甚指定、それからまた、営農地につきましては佐賀県全域が激甚指定というようなことで新聞に載っております。 今回の線状降水帯の雨というのは、人間の力ではとても抑えが利くような災害ではないということで、災害の頻度も多発しまして、営農をやっていく上では非常に困るわけでございますけれども、自然災害につきましては事前に自分たちも身構えて対策を練ったほうがいいのではないかとというふうな時代になってきたのかなと思っております。 また、コロナのほうもなかなか収束の兆しが見えません。今度はデルタ株とか、そういう変異株が発生をしておりますので、それもまた日常の個人個人の注意で何とか防げるのではないかと考えております。 今日は1号議案から5号議案までございますので、皆様方の協力によりスムーズに進行させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 本日は12番江里口勇委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和3年9月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。 2番本村委員、3番下村委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は三日月町西分地区を通る市道大地町原田線西の農地で、申請理由は譲受人への贈与です。 以上でございます。
事務局	
議長 7番	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 譲渡人の方の年齢が101歳となっております。この方は成年後見等の問題はないんでしょうね。

事務局	<p>お答えをいたします。</p> <p>成年後見人さんをつけているとか、そういった手続をされているというお話は、譲受人さんからは特にお伺いをしておりません。</p> <p>以上です。</p>
7 番	<p>譲渡人の方の住所氏名、あるいは譲受人の方の住所氏名、同一人の筆跡かと思われるので、ちょっとそれを確認いたしました。</p>
事務局	<p>池田委員おっしゃるように、筆跡は同じかと思います。所有者のお孫さんが譲受人ということで申請書を御提出いただいて、御年齢のお話をされたんですが、御高齢でもあるので、生存中にお孫さんに農地を贈与するというので、今回、申請書を提出されていますので、あくまでも申請人、譲渡人さんの御了解の下、この申請書を提出されたものと判断して手続をしております。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は7ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は国道203号東の三日月町戊地区にある三日月町三津交差点付近の農地で、転用目的は一般住宅、敷地の拡張でございます。</p> <p>隣接地を農地法第5条による農地転用申請のために測量したところ、工作物の一部が農地へ越境していたため申請をされたものです。</p> <p>資料1 2ページを御覧ください。</p> <p>資料1 2ページには土地利用計画図を添付しておりますが、この土地利用計画図のうち斜線部分ですね、下のほうになるんですが、斜線部分が今回の申請箇所となります。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は既存側溝を経由して東側水路へ排水するため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
13番	<p>事前調査報告をいたします。</p> <p>申請者、申請農地、転用目的等については事務局の説明どおりです。</p> <p>調査事項といたしましては、これは事務局から説明がありましたように、以前住</p>

居を建て増しされた際に誤って農地37平米を無許可で転用されて使用されていたということで、今回、顛末書を添付されて申請されたものであって、以下の分については現状で使用されているということで省略いたします。

以上です。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は5件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は13ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所はドゥイング三日月東の三日月町深町地区にある市道四条三ヶ島線西の農地で、転用目的はこども園でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、土地収用法に該当する公益性が高いと認められる事業であるため、許可し得るものと判断しております。

ちなみに、土地収用法第3条第23号に規定されている社会福祉法による社会福祉事業に該当しております。

以上でございます。

議長

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7番

事前調査につきまして報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては、事務局から説明のとおりであります。

5番目、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図等により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、施設排水は下水道に接続する計画であり、周辺農地への影響は少なく、適当であると判断できる。

その他特記事項としてはございません。

令和3年9月6日、農業委員、池田でございます。

議 長

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。
ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。
(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事及び県常設審議委員会に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は21ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は小城町峰地区を通る市道峰米ノ隈線南にある峰公民館東の農地で、転用目的は資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については10番三根委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

10番

農地法第5条申請事前調査事項について。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては事務局の御報告のとおりです。

調査事項について、申請目的及び位置の検討について、譲受人は申請地北に居住しており、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判断について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、盛土は行わず、地盤改良を行うため、周辺農地への影響は少ないと思われる。

その他の特記事項について、令和3年8月3日に説明を受け、確認しています。

令和3年9月6日、小城市農業委員会農業委員、三根です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は27ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線沿いの三日月町今市地区にある今市集落センター南の農地で、転用目的は共同住宅2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は、下水道へ接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

9番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に南側水路へ排水、生活雑排水は下水道へ接続されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。

その他特記事項について、令和3年8月10日に説明を受け、確認しています。

令和3年9月6日、農業委員、高塚です。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号4について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は34ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は国道444号東の芦刈町牛王地区にある三王崎北交差点付近の農地で、転用目的は小規模保育園でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への

影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は、合併浄化槽で処理後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地は市役所芦刈出張所から約350メートルの距離に位置しております。

以上でございます。

議 長

この案件については5番西村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5 番

農地法第5条申請事前調査事項。

貸付人及び借受人、申請農地、転用目的、これらは事務局からの報告のとおりでございます。

調査事項としまして、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に南側水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側水路へ排水されるので、周辺農地への影響は少ないと思われる。

ホ、その他の特記事項について、令和3年8月8日に説明を受け、確認しております。

以上、令和3年9月6日、小城市農業委員会農業委員、西村でございます。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号5について事務局より説明をお願いいたします。

議案書は4ページを御覧ください。

申請番号5について説明をいたします。

資料は39ページからとなります。

（第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明）

この案件の場所は国道203号東の三日月町戊地区にある三日月町三津交差点付近の農地で、転用目的は建売分譲住宅6棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に転用地内で付け替えを行う水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響は少ない

と考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または、公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

13番

事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請目的、申請農地、転用目的については事務局の説明どおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内雑排水は下水道に接続され、また、雨水排水は現状、真ん中の位置に側溝を整備し、南側既存側溝へ流すということで、周辺農地への影響は少ないと思います。

ホ、その他の特記事項については特にありません。

令和3年9月6日、中村です。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号28まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は5ページから8ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が9件、利用権の再設定が19件、合計で28件、総面積は9万4,291平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手を

事務局	<p>お願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号28までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は9ページを御覧ください。</p> <p>所有権移転について、本日の審議件数は4件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号3につきましては、あっせん委員の13番中村委員に結果報告をお願いいたします。</p>
13番	<p>あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>令和3年5月7日、5月の定例委員会において、農地利用最適化推進委員の松尾さんと共にあっせん委員に指名される。</p> <p>5月16日、推進委員の松尾氏が〇〇〇〇氏へ購入してもらえないかと打診するも購入の意思はないとのことであった。</p> <p>また、5月24日、隣接者の〇〇〇〇氏さん、息子さんが〇〇〇さんというんですけども、その人に購入の意向を聞いたところ、購入してもよいとのことであった。</p> <p>6月30日、松尾氏より上記の報告を受け、〇〇〇〇さんに会い、購入する旨を再確認いたしました。</p>

議 長	<p>令和3年7月7日、所有者に希望の金額、総額〇〇万円にてあっせんが成立したことを伝え、今後の日程等については事務局より連絡があるということを伝えました。</p> <p>これであっせん業務が終わりました。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>申請番号4、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号4につきましては、あっせん委員の11番野口委員に結果報告をお願いいたします。</p>
11番	<p>あっせん経過報告。</p> <p>7月5日の7月の農業委員会であっせん委員に指名される。</p> <p>7月8日、所有者の〇〇さんと電話で条件等を確認いたしました。</p> <p>7月9日、小作者の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと会い、売買の確認をしたところ、1反当たり〇〇〇万円で買いたいということでしたので、所有者の〇〇さんに連絡をし、了解をもらいました。</p> <p>そして、その日のうちに売買についての今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝えて、このあっせんを終わりました。</p>
議 長	<p>以上です。よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は10ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は売渡希望が2件でございます。</p> <p>資料は44ページからとなります。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手を</p>

事務局	<p>お願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号2について説明をいたします。</p> <p>(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は10ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は貸付希望が1件でございます。</p> <p>資料は55ページからとなります。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。ほかに皆さんのほうから何かございましたら御意見をよろしくお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。</p> <p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日の件ですが、9月28日火曜日の午後1時30分から、西館の2-6会議室にお集まりをいただきたいと思えます。</p>
議長	<p>10月の定例農業委員会の日時、場所の件ですが、10月5日火曜日の午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。</p> <p>以上です。</p> <p>以上をもちまして9月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員